

令和3年度原子力規制委員会
第52回会議議事録

令和3年12月15日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第52回会議

令和3年12月15日

10:30～12:25

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：「令和3年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見について（案）
- 議題2：令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の制定及び意見募集の結果
- 議題3：原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る関係規則の改正案等及び改正案等に対する意見募集の実施
- 議題4：「平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」及び「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」の改訂

○更田委員長

それでは、これより第52回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「『令和3年度原子力総合防災訓練計画』に対する原子力規制委員会の意見について（案）」。説明は原子力規制庁の古金谷室長、内閣府政策統括官（原子力防災担当）の小山田参事官から。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室長の古金谷でございます。資料1でございます。

令和3年度の総合防災訓練の計画に対しての原子力規制委員会の意見を決定いただきたいというものでございます。御承知のように、原災法(原子力災害対策特別措置法)に基づいてこの計画を内閣総理大臣に作成しようとするときには、あらかじめ原子力規制委員会の意見を聞かなければならないとされております。その関係での意見照会が来ておりますので、それに対して、意見を返すということをお決めいただきたいというものでございます。

まず、訓練の中身、計画の中身については、小山田参事官の方から御説明させていただきます。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

私の方からは、訓練計画の内容について御説明いたします。

5ページ目をお願いします。5ページ目からが、この訓練計画の定型の内容になってございますけれども、この内容について参考資料として整理してございますので、12ページを御覧ください。

今年度の原子力総合防災訓練につきましては、3. にございますとおり、東北電力株式会社女川原子力発電所を対象に実施いたします。

右側に地図を示してございますけれども、女川地区についてでございます。赤い点で示してございますのが女川原子力発電所でございます。PAZ(予防的防護措置を準備する区域)が赤い地図で示している範囲でございます。

さらに、この地域の特徴といたしまして、牡鹿半島の方、発電所より半島寄りの方が半島になってございまして、もしこちらの方から避難するとなると、発電所の近くを通らなければならないとなっております。

さらには、有人の離島が幾つかございます。を青く示してございますけれども、こちらの地域を準PAZと設定してございまして、PAZと同様の防護措置を行うこととなります。

こういったことを踏まえまして、「1. 訓練の位置付け及び目的」の①にございますとおり、国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認が重要になってまいります。

また、②にございますとおり、原子力災害の事態の進展に応じまして、中央と地方で政府と地方自治体それぞれの対策本部が設置されますのでその連絡調整、それから住民防護

に当たっての手順の確認がなされます。

また、③にございますとおり、昨年3月に取りまとめられました女川地域の緊急時対応に定められた避難計画の検証も大きな目的になってございます。

そして、④にございますとおり、この訓練を実施しますと様々な課題、教訓事項が出てまいりますので、各自治体の避難計画などの改善につなげていくということが大きな目的になります。

さらに、⑤にございますとおり、要員の技能の習熟や住民理解の促進も目的としてございます。

実施時期につきましては、来年、令和4年2月上中旬を予定してございます。

4番目に参加機関等を示してございますけれども、国の機関はもちろんのこと、PAZとUPZ(緊急防護措置を準備する区域)に該当する関係市町にも参画いただく予定になってございます。

訓練内容は(1)～(3)まで示してございますけれども、具体的な内容につきましては次の13ページを御覧いただければと思います。

今回の訓練におきましては、地震等の複合災害を想定しまして、青い帯で示してございますとおり、警戒事態から全面緊急事態まで進展するというようなことを想定してございます。

まず、警戒事態におきましては、迅速な初動体制の確立として、国、県、市町の情報共有などを実施してまいります。

真ん中の施設敷地緊急事態以降におきまして、現地のオフサイトセンターや地方公共団体に置かれる災害対策本部、事業者の事態即応センターと中央との連携を通じまして、PAZ内の要配慮者の避難を含みます防護措置の意思決定の訓練を実施してまいります。

さらに一番右、全面緊急事態におきましては、PAZの住民の方々の実動を伴う30キロ圏外への避難訓練とか、UPZ内の住民の屋内退避の訓練を行います。

また、一部放射性物質が放出されたということを想定しまして、モニタリング結果を踏まえて、UPZ内の一部のエリアを想定して住民の方々の30キロ圏外への一時移転の実行の訓練なども実施してまいります。

なお、放出前の予防的なPAZ住民の避難と放出後のモニタリング結果を踏まえましたUPZ内の一部住民の移転には、実際には時間差が考えられますので、一昨年の島根地域と同様に実動に伴う訓練に時間差を設けるなど、住民理解を示すできるだけリアルな訓練を目指したいと考えてございます。

資料は戻りまして12ページ、「6. 特記事項」でございます。ここに示したとおり、実動組織のあらゆる手段を用いた離島や孤立地域住民の避難の実効性の確認がポイントになってございますが、そのほか段階的防護措置と新型コロナウイルス感染症対策との両立につきましても今回の訓練のポイントになってございます。

こうした一連の訓練を通じまして、しっかりと体制の確立と避難計画の充実、強化の支

援に努めてまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

再び古金谷でございますけれども、1ページ目に戻っていただければと思います。今、小山田参事官の方から説明がありました計画に対しまして、「3. 原子力規制委員会からの回答(案)」でございますが、14ページに原災指針(原子力災害対策指針)の訓練の考え方、参考をつけておりますけれども、こういった考え方が適切に反映されていると考えますので、具体的には3ページ目でございますけれども、別紙のとおり、この計画について適当と認める旨の回答を返したいと考えておりますので、この件につきまして御決定いただければと思います。以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

今、御説明いただいた内容に特に異存はございません。

ただ、一つちょっと気になるのが、あくまでこの訓練をやる上で内閣府の原子力防災としての目的の設定というものがあると思うのですけれども、一方で、訓練にはいろいろなプレーヤーが存在するので、それぞれのレベルで、訓練で何を学びたいか、何を目指すかというものが本来あるべきだと思うのです。それぞれのレベルにコントローラーがいるのだと思いますけれども、そういった議論は行われているのでしょうか。

○小山田内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総合調整・訓練担当)

実際、訓練の事前説明会等では、各機能班の班長の方々はじめ皆さんにお集まりいただいて、訓練の概要を御説明してございます。その中で、実際には訓練が終わった後に自己評価もやってございますので、その中で、この訓練でどういったことを目的にしてやるというのも設定した上で行うことにしてございますので、そこら辺は各機能班においてしっかり設定していただけるものと考えてございます。

○伴委員

機能班もそうなのですが、例えば自治体であったりとか、そういったいろいろなところで目標の設定があり、その目標が達成されたのかどうかという評価があって、それが次の訓練のプログラムにフィードバックされていくことが必要だと思いますので、そういった工夫をお願いしたいと思います。

○更田委員長

今の点は、国、自治体それから指定公共機関それぞれの役割の認識が他のプレーヤーと一致しているかどうかも含めて、それは訓練を通じて検証できることだろうと思います。

田中委員。

○田中委員

12ページの地図を見ると、牡鹿半島があったり孤島があったりといいますが、準PAZというものがあるのですけれども、この地域の特性をよく理解した避難訓練を行うということによろしいですね。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

おっしゃるとおりでございます。特に準PAZのところの道路が断たれた場合、避難経路が断たれた場合といったことも想定した訓練を計画してございます。

○更田委員長

ほかにありますか。

石渡委員。

○石渡委員

今回の訓練は、地震だけではなくて津波も考えて行うということで、複合災害ということに一步近づいた実動的な訓練になると思いますので結構だと思います。ただ、離島もあるということで、しかも季節が真冬の時期で気象条件がかなり厳しいので、訓練で事故が起きてはどのようなありませんので、安全には十分に注意してやる必要があると考えます。

以上です。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

御指摘のとおり冬場でございますし、気象条件によって訓練の内容にも非常に大きく影響するのではないかとお思いますので、当日の気象の状況を踏まえて、御指摘のようにけがとかならないような形で進めたいと考えてございます。

○山中委員

昨年度、訓練そのものが中止になって、一昨年度の訓練と今年度の訓練は感染症対策等、かなり異なった訓練の形式あるいは対応になっているかと思うのですけれども、その辺の検討、準備はかなり詳細にされていると考えてよろしいですか。

○小山田内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総合調整・訓練担当）

内閣府の小山田でございます。

昨年も同様に女川地域を対象に計画していたわけですが、元々コロナ感染症対策の方を考えてございまして、例えば今回の12ページの「6. 特記事項」に示しましたとおり、防護措置と感染症対策の両立という形で、実際に避難先で感染症対策を行うとか、一番下に感染症対策に留意するということも記載してございますけれども、実際にプレーヤー、参加者の皆さんには、必要な感染症対策は取っていただく。さらに、プレ訓練を行いまして、プレ訓練の場合は今のところ人数を3分の2に絞ってやるとか、そういった形で対応を考えてございます。

○山中委員

ありがとうございます。非常に厳しい季節でございますし、そのあたりは十分配慮いただいて準備を進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

○更田委員長

よろしいでしょうか。

この訓練の特徴として記されているけれども、田中委員もおっしゃったように、準PAZの存在がポイントだと思うのです。準PAZに対する意思決定が、PAZに対する防護策に対してどういうインパクトがあるのか。距離から考えて、やはり重要度はPAZに置かれるわけだけれども、一方で準PAZは、その置かれている地理的条件から考えて、UPZというよりもPAZに準ずるといふことなのだけれども、他の地域防災計画に対して明らかにここは特徴なので、国側あるいは原子力規制委員会が関わる部分で言えば準PAZに対する意思決定の在り方が、総合防災訓練では一つのストーリーというか一つのシナリオに従った意思決定に関する訓練をしていくわけですがけれども、この地域の防災計画を考えるときには、準PAZに対する意思決定がPAZに対する意思決定、場合によってはUPZに対する意思決定にどういう影響が及ぶのかというところがポイントなのだろうと思います。

もう一つ、固定局に加えてモニタリングの必要が生じたときに、特に準PAZ地域はどうなるのかというのは、今回の訓練の中というだけではないのかもしれませんが、固定局プラスが必要になったときにどう考えるか。例えば準PAZ地域に要員を送るのかというような判断が求められる局面もあろうと思いますので、そういったところへ向けて、訓練を通じて考えておくことがポイントなのだろうと思います。

その上で、内閣総理大臣に対して別紙にある意見を発出するというところで回答することを決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

二つ目の議題は「令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の制定及び意見募集の結果」です。説明は志間管理官から。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

本件は、令和3年10月13日の原子力規制委員会におきまして、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の制定案及び原子炉等規制法等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の改正案に対する意見募集の実施が了承されましたので、意見募集を実施し、その意見募集の結果と寄せられた意見に対する回答案を取りまとめましたので、これを原子力規制委員会にお諮りさせていただくとともに、意見等を踏まえまして、廃止措置審査基準案と処分基準案を修正しましたので、改めてお諮りさせていただくものでございます。

続きまして「2. 意見募集の結果」といたしましては、総務省の算出方法で6件寄せられております。

通しの2ページに進んでいただきまして3. でございますけれども、意見募集で寄せられた意見とその意見に対する回答については、3～12ページに示す別紙1のとおりとしたいと考えております。

意見といたしましては、書きぶりの修正を求めるものが多く寄せられましたが、主な意見と回答案について御説明させていただきたいと思っております。

まず、通しの5ページの1～7でございます。こちらの意見は、審査基準案の基本的考え方の記述部分に対しまして、廃止措置計画に記載すべき事項の対象外である放射線管理記録の引渡しについて記載されているという指摘でございました。

この意見に対する回答案といたしましては、基本的考え方の部分につきましては、廃止措置計画の認可から廃止措置の終了確認を受けるまでに講ずべき一連の措置について記載しておりました。しかしながら、放射線管理記録の引渡しは廃止措置の終了確認時に講ずる措置でありました。このため本審査基準では廃止措置計画の認可に関するものでございますので、この基本的考え方においては廃止措置計画の認可に当たっての基本的事項を示す記載方針に見直しまして修正するという回答としたいと考えております。具体的な修正案は1～7の回答の後段に記載のとおりでございます。

意見1～8と1～9についても、基本的考え方の中の記述に対する意見でございますけれども、1～7の記載方針の見直しによる修正におきまして対応する旨を回答したいと考えております。

続きまして通しの6ページ、1～10でございます。こちらは令第41条非該当使用施設等につきまして、放射線被ばく管理に関する説明書を添付する要求はなされていないはずなのに、何を基に放射線被ばく管理を審査するのかという意見でございます。

こちらの意見につきましては、令第41条非該当使用施設等につきましては、御意見のとおり放射線被ばく管理に関する説明書を添付する要求はないのですけれども、過去の廃止措置計画の審査におきましては、申請書記載事項の「解体の方法」や「核燃料物質の汚染の除去」に引っかけて、放射線被ばく管理についての説明を求めてこれを確認していたことから、今後も「解体の方法」や「核燃料物質の汚染の除去」の審査の中で放射線被ばく管理の基本的な考え方を確認することが分かるように、今回、意見募集をかけました審査基準案にこれを明記していることを回答したいと考えております。

続きまして通しの7ページ、1～13でございます。こちらの御意見は、廃止措置計画の認可前の使用の許可の段階では、核燃料物質の譲渡しについて使用変更許可は不要なことから、廃止措置計画認可において譲渡し先について認可は不要ではないかというものでございます。

こちらの意見につきましては、廃止措置計画の認可の基準として、規則で核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであることが定められております。これを担保するためにも

廃止措置計画の核燃料物質の譲渡先を記載してもらいまして、この譲渡先が適切なものであることを審査する必要があると考えております。

なお、これは譲渡先が決まらなければ廃止措置計画の認可申請は出せないという意味ではございませんで、譲渡先が決まっていなければ、決定次第、廃止措置計画の認可を申請し、譲渡先を明確にする旨を申請書に記載していただくことを求める旨を回答したいと考えております。

続きまして通しの8ページ、1-14でございます。こちらは、令第41条非該当使用施設等に対して、品質マネジメントシステムの確立は要求されていないはずなのに、フルの品質マネジメントシステムの要求がなされているように読めてしまう。要求の範囲を正しくすべきではないかという趣旨の御意見でございます。

こちらの意見に対しましては、今回、意見募集をかけた審査基準案では、品質マネジメントシステムという言葉を使用しましてフルの品質マネジメントシステムの構築を求めているように読めるところがございましたので、書きぶりを修正しまして、令第41条非該当使用施設等に要求されているのは、品質管理基準規則の第54条第1項第1号の継続的改善のみであることが分かるように修正する旨を回答したいと考えております。具体的な修正は、1-14の回答案に記載しているとおりでございます。

あわせて、1-15～1-17までの意見についても品質マネジメントシステムに係る意見でございますが、これらの意見を踏まえた修正を1-14の修正で対応している旨を回答したいと考えております。

通しの2ページに戻っていただきまして、こちらの意見募集で寄せられた意見に対する回答については、別紙1のとおりとしたいと考えております。また、これらの寄せられた意見を踏まえて、回答案に示すとおり修正を行うとともに、用語の適正化を図った廃止措置審査基準案を別紙2、処分基準案を別紙3のとおりとしたいと考えております。

続きまして「4. 施行期日」ですけれども、原子力規制委員会にて決定していただいた日からの施行としたいと考えております。

最後に「5. 今後の予定」でございますが、本日原子力規制委員会で御決定いただけましたら、審査基準の制定について核燃料物質使用者に周知をするとともに、この周知に合わせて核燃料物質使用者との情報交換を進める観点からアンケートを実施しようと考えております。アンケートの実施時期は未定でございますけれども、年度明けぐらいを見込んで実施しようと考えております。

説明は以上でございます。御審議、よろしく申し上げます。

○更田委員長

御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

令第41条非該当の施設というのは国内で200か所弱だと認識しているのですけれども、そ

のうちの多くが廃止をしたいと考えられている施設ではないかと思えます。リスクそのものが大きな施設だとは思いませんけれども、廃止したくても廃止できない、しにくいというのは余り好ましい状態ではないので、きちんとルールを決めていただいたというのはよろしいかと思えます。

今回御意見をいただいたわけですが、適切な御意見をいただいたものと思っております。

まず、1-7なのですけれども、譲渡先が決まっていなくても廃止の認可が得られるのではないかと、そういう項目は要らないのではないかとというコメントで、そのとおりだという事で、省くということで、適切なコメントですし、回答も適切かなと。

ちょっと気になるのが、1-13と1-7の答えが若干矛盾しないかなと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

研究炉等審査部門の細野でございます。

1-7の趣旨は、元々ここは基本的考え方として、我々は廃止措置全般、要は廃止措置を始めたい者が始めたいと考えたときから処分先に渡すまで、いわゆる終了確認を行うまでの一連の流れを基本的考え方として当初整理してございました。ただし、この審査基準の該当箇所は、いわゆる前段の廃止措置の計画の認可の内容でございますので、まずその旨を明確にさせてくださいというのが1-7の回答でございます。

山中委員からもう一つ御指摘がありました1-13の管理及び譲渡しのところですが、平和利用の観点から、最終的に廃止措置をする段階になりまして、核燃料物質がいらぬところに行っていないといったところを規制側としてしっかりと確認する必要がある。それがまさしく前提とした許可だと思っておりますので、改めてここで明記をさせていただいたという内容でございます。回答の内容が、少し趣旨が異なるものだと思っております。ですので、矛盾するとは我々は考えてございません。

○山中委員

例えば移動先が書いていなければ、それはそれでオーケーということですね。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

研究炉等審査部門の細野でございます。

御指摘のとおりでございます。

○山中委員

書いてあれば、それは見ますということですね。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

細野でございます。

御指摘のとおりでございます。

○更田委員長

ただ、1-13は、行き先が決まったら別に届けるのはいいけれども、それが何で変更申

請という形を取らなければいけないのか。変更認可を経なければいけないのかという質問なのです。

あらかじめ行き先が定まらない形で計画は認可されますよと。このたび行き先が決まりました。それが変更申請、変更認可という手続でないと駄目なものです。仕上がりが行き先を決めたものを認可するという形を取らなければいけないからということなのだろうと思うのですけれども、それはピースをはめればいいだけのことです。だから、形式上変更認可という形を取らざるを得ないのですという答えなのでしょうね。

それとも、行き先について審査するという形になるのですか。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

研究炉等審査部門の細野でございます。

双方の意味があると思っておりますが、我々規制として見る観点は、更田委員長がおっしゃいました内容の后者の方、行き先としてしっかりとしたところに行く、預けられるというところが一つ、原子炉等規制法の平和利用の確認の視点だと思っております。

○更田委員長

そうすると、全体がすっと落ちれば簡単なのだけれども、一部がどこかへ行くのです。非該当だから大したものではないのだろうけれども、仮に非該当施設の一部をどこかへとなったときに、その都度、変更申請を出すわけですか。このやり方だとそういうことなのだろうね。

どうぞ。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

研究炉等審査部門の細野でございます。

原課としてはその運用を考えてございます。

○更田委員長

理屈はそうなのだろうけれども、何とかならないものかと思えます。

むしろ変更申請の在り方と認可に向けた手続を合理化というか、真っ当なものにするということなのだろうと思う。その実績の積み重ねなのだろうとは思いますが。

○山中委員

更田委員長が言われるように、その辺は少し運用を考えていただければなど。今後、アンケートを取ったりとか、説明会をしたりとかされると思うのですけれども、おそらくその中でどうしようというような御相談とかコメントみたいなものが出てくると思うので、適切に合理的に対応していただければと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

どうぞ。

○田中委員

今、山中委員あるいは更田委員長が言われたことと同じなのですが、令第41条非

該当は200弱ぐらいあるのです。そのうちのかなりのものは廃止措置をしたいのだけれどもどのようにしたらいいか分からない等々とあるので、意見に対する考え方はいいとして、これからいろいろな質問等々が来るので、その辺を丁寧に聞いてあげて、きちんと説明してあげることが大事かと思っておりますので、アンケート等々をしっかりとやっていただきたいと思っております。

○更田委員長

ほかによろしいですか。

修正そのものに対する意見というわけではないのだけれども、別紙1を順番に見ていくと、まず通しの5ページ、1-7で議論なされたところで、御指摘を受けて修正しますのだけれども、以下のとおり修正しますの書き方が、何をどうしたのか意味が分からないのです。36ページに行って見え消しのところを見ると、指摘されたところを削除したのかと分かるわけです。何でこんな書き方なのだろう。ここは要らないのではないですかと言って、そこを削除しましたということを表示するのに、残したところを書いて、下記のとおりと。要するに書き方が素直ではないというか、分からせようとしていないというか、この文章は要らないでしょうと言われて、そのとおり、はい削除しましたと書けばいいのに、残った部分を指して以下のとおりに修正しましたというのは、明らかに素直ではないですね。

下手な言い訳は要らないですけども、理由があるのであれば言ってください。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

理由はございません。性格が出てしまいました。申し訳ございません。

○更田委員長

それから、6ページの1-10も似たようなところではあるのですけれども、考え方に書かれている2~3行目、「原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする放射線防護措置については、廃止措置期間中も講ずる措置であるものの、定量的に線量評価を行い線量限度を超えないことを審査するものではありません」というのはどういう意味ですか。線量限度を超えないようにする措置について、措置は廃止措置期間中も必要ですよ。けれども、線量限度を超えないことまでを審査しているのではないためというのは意味が分からない。

○高橋原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全審査官

研究炉等審査部門の高橋です。

こちらについては、核燃料物質を普通に使用している期間においても、廃止措置期間中においても放射線管理はもちろん必要でして、線量限度を超えないようにするための措置は継続して必要となっております。

令第41条非該当使用施設における廃止措置計画の認可の審査におきましては、具体的な放射線業務従事者、管理区域、周辺監視区域外に関する線量そのものを線量評価として提出を求めているわけではなく、そういった線量限度を超えないようにするための措置とし

て基本的な考え方だけを求めています。そういったことを意図して書かせていただいた回答となっております。

○更田委員長

分かっている人には分かるのかもしれないけれども、文章はそういった意図になっていないですよ。

いただいた御質問は、何を基に審査するのですかということで、この答えは、何を基にというのが答えになっているの。

細野調査官。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

研究炉等審査部門の細野でございます。

1-10の回答の3パラグラフ目で、「解体の方法」と「核燃料物質の汚染の除去」がいわゆる申請書本文の記載事項になってございますので、その説明をこれまでも求めていたのですけれども、改めて今回、審査基準としてしっかりと書き物で、原子力規制委員会のクレジットで出させていたきたいと考えてございますので、その際にこれまでの運用をしっかりと明確化したというような趣旨の回答でございます。

○更田委員長

これからそういう文書を出しますと言っているわけですか。何を基にと言われているのは、今、既に存在する文書なのですか。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

研究炉等審査部門の細野でございます。

何を基にと申しますと、冒頭に申し上げましたとおり、3パラグラフ目の本文記載事項に基づく説明として、我々として改めて要求を明確化したということでございます。

○更田委員長

全く分からない。もう一回。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

研究炉等審査部門の細野でございます。私の説明が不足していて申し訳ございません。

まず、使用施設の廃止措置の認可の申請に当たりまして様々な本文記載事項がございますが、そのうち「解体の方法」と「核燃料物質の汚染の除去」について、本文で方針を書いてくださいというところがございます。その上で、解体や汚染の除去をする際に、必ず放射線業務従事者が作業いたしますので、その際に被ばく管理をどうしているのかということについて、我々はこれまでの廃止措置計画の中で尋ねてございます。ただ、それが役所としての記載の文章が何もありませんでしたので、今回改めて文章化する際にしっかりと明確化して、申請者に対して要求と申しますか、説明書の添付を求めているというものでございます。

○更田委員長

今回のどこなのですか。その文章を具体的に教えてください。

○細野原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全管理調査官

研究炉等審査部門の細野でございます。

通しの19ページと21ページでございます。19ページの「2）解体の方法」、21ページの「（5）核燃料物質による汚染の除去」が該当箇所でございます。

○更田委員長

1－10のいただいた御質問の何を基にということの解釈なのだけれども、何を対象になるのですか。それとも、何をクライテリアとしてという意味なのですか。どちらと受け取っているのですか。何を基に審査するのか。被ばく管理に関する説明書は申請に際して添付されないのだけれども、これは申請書のどこを見るのですかという質問と受け取っているわけですか。申請書に書かれるであろうこの部分を見ますという回答なわけですか。

今、細野調査官が言った19ページにしても21ページにしても、こういうことを書いてくださいとは書かれているのです。申請書にこういうことは書いてくださいと。だから、こういうことに対して審査をしますよというのは分かるのだけれども、質問の趣旨が、申請書のどの部分を審査するのですかと聞いているのか、それとも何を基に審査するのと言ったら、審査のメルクマールという質問であれば、メルクマールを示しているわけではないですね。どちらなのだろうか。

○片山次長

次長の片山です。

通しの37ページ、見え消し版を御覧いただければと思うのですけれども、37ページの冒頭の4～5行が削除されていますが、まさしく質問者の意図は、ここは何を基に審査するのですかという質問だったわけです。これは審査しませんというのが答えなので、したがって、まず何を基にという根っこは、まず審査をしませんという答えで返しています。

○更田委員長

どこに書いてあるのですか。

○片山次長

というのが明確に書いてはいないのかもしれませんが、要は意図としてはそういうことです。つまり、詳細な線量評価をして線量限度を超えないというような審査をしているわけではないので、したがって、37ページの冒頭の4～5行は削除されています。

ただ、放射線の管理について何も見ないのかということそういうわけではなくて、それは解体の方法だとか汚染除去の方法の中で、具体的に放射線業務従事者の放射線防護をどうするのかというのは申請書に書いてください。そこは見ますということが言いたいという回答だと理解をしています。

○更田委員長

ぐるっと回って先ほどの高橋審査官の回答のところへ戻ってくるのだけれども、こうは見えないのだということ。ただ、申請書にこういうことの記載は求めているので、それは見ますよと。けれども、その見ますよというものに関しても、こうでなくてはならない

というか、こういう水準でなくてはならないというような見方をしているわけではなくて、真っ当に書かれているかどうかを確認しますよということなのだろうけれども、御意見に対する考え方が、先ほどの1-7は単に素直ではないという話なのだろうけれども、1-10は分からない。もっと平たく書けないか。こんなことまでは見ないのでというのを見ないと書いてほしいし、何を心配してこういう回答になっているのだろうとってしまうのです。

それから、これは本日の議論については気の毒な議論かもしれないのですが、ちょっと議論をしておきたいのは、特に令第41条非該当のものだからということが念頭になればいけないのですが、QMS(品質マネジメントシステム)の確立までは求めていません。8ページに書かれているものは、一方で申請する側になると何をどう書けばいいのだろうということを思うので、QMSは確立しなくてもいいです。しかし、例えば8ページの下から3行目、廃止措置期間中における個別業務について改善策を立てと書かれているのではないですか。QMSは確立しなくていいですが、改善のマインドは必要なですよということなのだろうと思うのですが、これは何を書けばいいのか。継続的な改善を進めてまいりますと書けばいいという意味なのですか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

そのとおりだと考えています。

○更田委員長

事務局の解釈がそうなのは分かったけれども、これについて御意見はありますか。

継続的改善を申請書に書くということは、継続的な改善がなされているかどうかということに関して、認可する際には、なされるかどうかについてはまず認可において、そういう意思表示をしているということを確認しましたという確認の仕方をするわけですね。その後の廃止措置期間中に関してはどうなるのだろう。見るのですか。

○片山次長

次長の片山です。

令第41条非該当施設に対しては、継続的改善は既に要求されていますので、元々そういう体制が現にできている。廃止措置期間中においてもその体制を維持することを求めているということだと思いますので、何か特別に新たなことを要求しているわけではないので、令第41条非該当施設はほかの施設ほど頻繁ではありませんけれども、検査の対象で、抽出をして検査に入っていますので、それが廃止措置期間中に当たれば当然検査の対象になるということだと思います。

○更田委員長

できれば委員の意見を伺いたいのですが、令第41条非該当で、ここで改善策を立て、実施し、その結果を評価して、必要があればさらなる改善を行うことを実施内容としていることと。だから、要するに人を置くというものでもないのですね。

○片山次長

次長の片山です。

ですから、今、令第41条非該当の使用施設については、フルスペックのQMSは要求せず、継続的な改善ができる体制を作れというのを要求していて、現にそうなっているはずだと。それが廃止措置に移行した場合でも、廃止措置について継続的な改善という体制を維持してもらおうということなのです。

○更田委員長

非該当施設の廃止措置期間中における継続的改善というのはいま一つイメージが湧かなかったもので、何だろうと思っただけです。

運用している間においては、非該当といえども継続的な改善はありそうなものではあるけれども、廃止措置期間中の継続的改善とは何だろう。

○片山次長

具体的に何があるというものではありませんけれども、ではなくしていいのかというところでもないかとは思っています。

○更田委員長

その精神は廃止措置期間に移行しても残りますと言っているということですね。

○片山次長

おっしゃるとおりです。

○伴委員

極めて精神規定に近いのだと思いますけれども、ただ、同じことはRIでも言えて、RIにもこの継続的改善を入れたときに、少なくともそういうマインドを持っていてねというのがあって、それを明示することによって、場合によっては検査で見ます。本当に具体的に何しているのですかと。確かに改善するような具体的な内容は生じないかもしれないけれども、でも何か問題があったときに、あるいは問題が生じる可能性が見えたときに、そこに対処していますかというぐらいのことは見えるだろう。その程度のものなのかなと思います。

○更田委員長

悪く取れば、検査が恣意的にならないかというように思えるところではあるのです。

これはある意味形式的です。けれども、1-7、1-10の回答、パブコメ(パブリックコメント)に対する考え方は何とかならないかと思えます。

ほかに御意見があればですけども、別紙1を了承するのか。御意見はありますか。

○山中委員

直すのはそんなに難しいことではないと思うので、更田委員長の言われた趣旨で。

○更田委員長

1-7は単に素直ではないという性格が出たものだという解説だったけれども、これだけ言っておけば残るから、これはいいと思うのです。

1-10は、これ全体をとというわけではないけれども、追ってでいいから1-10に関して

は1枚紙なり2枚紙で少し解説してください。本当の意図というか、平たい意図はこういうことです。もちろんポテンシャル申請者になりそうな人たちとは意見交換、ヒアリング等々をするのだらうけれども、それに関して先立って、もっと平たく書いたらこうなのだというのはほしいと思います。それが追って出てくることを前提に、別紙1を了承したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。要するにツケですね。よろしいですか。

○荻野長官

原子力規制庁の荻野でございます。

確認でございますけれども、1-7につきましては、この部分を見え消しにするということですね。見え消し状態のものにする。

○更田委員長

そうですね。

○荻野長官

要するに、修正した結果どうなるのかということを示した方がいいのではないか、そういうことが分かりやすいと思う人が世の中に何割かいて、削ったところを示してほしいという人が何割かいるのだらうと思うのです。私は個人的にはどちらも等価ではないかと思うのです。

○更田委員長

1-7の話ですね。

○荻野長官

見え消しにします。

○更田委員長

1-7の方はそんなに。1-10の方なのです。

○荻野長官

1-10についてですけれども、これは結局、1-10は1パラグラフだけにするということによろしいですか。

○更田委員長

1パラグラフだけでもいいけれども、1パラグラフはどういう意図と言ってほしいのです。

○荻野長官

1パラグラフは要するに「審査するものではありません。よって、以下の内容を削除します」ということです。この質問の何を基に審査するのかということに対しては、審査しません。

○更田委員長

線量限度を超えないようにする措置については、講ずる措置ではあるけれども、超えないことまで審査していない。だから、超えないようにする措置というのは続けるのだけれども、超えないかどうかについては審査しませんと。

○荻野長官

ここではです。要するに、審査するのかということに対して、審査しませんというのが答えなのです。

○伴委員

線量限度を超えないことまでを審査しているのではないというのは確かにそのとおりなのかもしれませんが、一般的な感覚でそれを受け止めようとする、線量限度を超えるか超えないかは興味がないのかと見えてしまうわけです。これは結局何をやっていないかということ、量的な被ばく評価までは求めていないということです。だから、量的な被ばく評価に基づいて線量限度を超えないことを審査しているわけではない。けれども、放射線防護措置、放射線管理が適正なものであるかは見ますよという趣旨のことが分かればいいのだと思うのです。

○荻野長官

ですから、それは改めて文書を出させていただくということでしょうか。

○更田委員長

難しいのであれば、ここを直すのにそんなに時間が掛かると思えないから、リターンマッチにした方がすっきりするかな。

○片山次長

もし、本日の原子力規制委員会終了時点までにこの案でいかがでしょうかという作業ができればお諮りをしますし、間に合わなければ別途ということにさせていただければと思います。

○更田委員長

では、そのようにしたいと思います。ですから、別紙1については修正を待つ。したがって、別紙2、別紙3についての決定もその後ということにしたいと思います。

本件はこれで。

三つ目の議題は「原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る関係規則の改正案等及び改正案等に対する意見募集の実施」です。説明は古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

資料3でございますけれども、本件、原子炉等規制法に基づく事故・トラブルの報告の内容につきましていろいろ制度改善を図ってきたということで、過去何度か原子力規制委員会の方でも御議論いただいております。前回、8月18日でございますけれども、本件をお諮りして、議論が収束した内容についてこの方向で改正していくということで、方向性については御了承いただいたと考えておりますので、今回はその内容、具体的に規則あるいはその下にあります訓令に落とし込んだ具体的な案を作成しましたので、ちょっと時間が掛かりましたけれども、これについてパブコメを開始したいということで、お諮りしたいというものでございます。

内容としては、経緯の（１）、（２）で書いてございますけれども、提出の期日の見直し、制御棒の過挿入の関係、技術的に既知のものについては詳細な報告を求めない、それから、点検中のものについて報告対象でないというような趣旨のことを明記したいという内容でございます。

具体的な改正案については、本橋調査官の方から説明させていただきます。

○本橋原子力規制部検査グループ検査監督総括課企画調査官

検査監督総括課の本橋でございます。

別紙１に基づきまして、関係規則の改正案について御説明申し上げます。

別紙１の右下のページ番号である13ページ目を御覧ください。実用炉の規則でございますけれども、こちらを基に御説明させていただきます。

まず、現行の改正前でございますけれども、10日以内に報告しなければならないとしていたものを、遅滞なく報告しなければならないと改正してございます。

この部分の改正については、他の事業の規則も同様に改正してございます。

また、ただし書でございますけれども、過去に発生した類似の事象により、原因、再発を防止するために講ずる内容が明らかであるときは、報告を要しないということで記載してございます。ここの具体的な解釈については、後ほど御説明いたします訓令に記載してございます。

13号については、制御棒の過挿入について削除するものでございます。こちらについては、研究開発段階炉も同様に改正をしてございます。

少し戻っていただきまして、右下の6ページ目、別表第2の核燃料物質の使用に関する規則の改正でございますけれども、こちらもただし書で過去に発生した事象から得られた知見その他科学的知見により、施設の安全性を損なうおそれのないことが合理的に明らかであるときは報告を要しないと記載してございます。具体的な解釈については訓令の方に記載してございます。

以上が規則の改正内容でございます。

続きまして、別紙２に基づきまして訓令の一部改正についての御説明をいたします。

新旧対照表の右下のページ番号で2ページ目でございます。こちらは実用炉の運用についての訓令でございますけれども、下線が引いてあるところが改正部分でございます。

2ページ目の下の部分でございますけれども、ただし書で、過去に発生した類似の事象により内容が明らかであるときについては、後述の該当する各号において示すことといたしております。

3ページ目に入りますけれども、今回遅滞なくと改正いたしましたので、遅滞なく報告するとは、事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策等を定めた後、報告書に取りまとめて原子力規制委員会に報告することをいうと記載してございます。この段落の記載については、他の事業の訓令も同様に記載してございます。

また、表現の適正化に関する改正については省略させていただきますが、右下のページ番号の6ページ目を御覧ください。こちらは実用炉の3号の改正部分でございますけれども、中ほどの②安全上重要な機器等の使用中又は待機中に損傷が存在していないのであれば、安全上の影響はないので報告対象外とするものである。例えば、当該機器等において、点検等により機能が要求されない期間に発生した損傷であることが、以下のような事情により特定できる場合は報告対象外とするという旨の記載をしております。

この部分については試験炉の規則にも同様の規定がございますので、試験炉の訓令の方も同様に追記しております。

右下のページ番号6ページの下でございますけれども、柱書きの過去に発生した類似の事象でございますけれども、現時点で想定しているものとして記載しております。平成30年9月12日に、関西電力より本号に該当するものとして報告がなされました蒸気発生器伝熱管の損傷でございます。これは応力腐食割れに弱い材質から成る伝熱管一次側におけるローラ拡管部から発生した応力腐食割れによるものであることが明らかであったこと。本事象については、再発防止策の対策等が伝熱管の施栓という既に確立された対策であるということで、再発を防止するために講ずる内容が明らかであった」という旨を記載しております。

右下の7ページ目、4号の部分でございますけれども、今回の改正に合わせて、4号の解釈について記載を充実化・明確化させる旨の改正でございます。

まず、目的のところでございますけれども、4号に基づく報告に関しては、3号に基づく報告は要しないということを明記しております。

「3. 運用上の留意点」として、ただし書について追記いたしました。安全上重要な機器等を故障させたとしても、火災の消火又は延焼の防止の措置を行った方が安全であると判断して消火活動を行った場合、当該消火活動によって生じた故障はやむを得ないものであるため、本号に基づく報告は要しないものであると記載しております。ただし、消火活動による被災に耐えるよう設計しているものについて故障した場合は、やむを得ないものであるとはいえないため、本号に基づく報告が必要となると記載しております。

ここの部分については、試験炉の規則にも同様の規定がございますので、試験炉の訓令の方も同様に修正しております。

続きまして、右下の9ページ目、13号でございます。こちらは過挿入の部分でございますので、当該部分を削除しております。

ページ番号は飛びまして、19ページ目でございます。こちらは核燃料物質の使用に関する規則の訓令でございます。

柱書きの過去に発生した事象から得られた知見その他知見により明らかにあるときの説明については、各号の方で示すこととしております。

右下の20ページ目でございますけれども、こちらについては下線の後段の部分でただし書を入れております。いわゆる政令第41条に該当しない使用者の規定でございますので、

政令非該当については、品質管理に必要な体制の基準に関する規則、こちらで品質マネジメントシステムの確立が求められてごさいませんので、政令非該当使用者の品質管理について定めております同規則の第54条の規定により、再発防止のための対策等を求める旨を記載しているものでございます。

続きまして、21ページ目でございます。③過去に発生した事象から得られた知見その他科学的知見によりの説明でございますけれども、使用施設等の安全性を損なうおそれのないことが合理的に明らかであるとは、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたものの、閉じ込め機能、放射線の遮へい機能、火災・爆発の防止機能、臨界防止機能、こういった安全機能に影響がないことが事象の状況からして合理的に明らかであることを言うという説明を入れてございます。

また、過去に発生した事象として現時点で想定している事象の例としては、令和2年4月13日に東北大学の金属材料研究所における研究棟排気筒の倒壊による排気設備の機能が維持できなくなった事象でございます。このように、使用施設等の安全性を損なうおそれのないことが明らかなものについては報告を要しない旨、記載してございます。

以上が訓令の改正の説明でございます。

続きまして、最後でございますけれども、別紙3はいわゆる外運搬規則の第25条の運用の訓令の制定でございます。

本訓令については、報告書の提出期日の見直しに合わせまして、これまでは保安院(原子力安全・保安院)より継承されておりました内規がございましたけれども、これを訓令として定めるものでございます。

内容につきましては、他の事業の訓令と整合を取る観点から記載の一部を見直してございますが、基本的な内容の改定はございません。

資料3の一番最初の資料の2ページ目にお戻りください。意見募集の実施でございますけれども、別紙1については行政手続法に基づき、意見募集をさせていただきたい。別紙2及び別紙3については、任意の意見募集を実施したいということでございます。

今後の予定としては、お認めいただければ12月16日から意見募集を実施したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見はありますか。

○田中委員

8月18日の原子力規制委員会において議論された方向性に沿って改正案が作られたことは理解いたしました。別紙1の6ページ、核燃料物質の使用に関する規則の一部改正のところただし書があるのでございますけれども、同じようなただし書を9ページの別表第5、核原料物質の使用に関する規則の一部改正の方にも含めるべきだと思います。

○本橋原子力規制部検査グループ検査監督総括課企画調査官

いただいた御指摘についてはですね、核原料物質については、我々は全部把握しているわけではございませんけれども、核燃料物質と比べると法令報告の例がほとんどないという状況かと思われまます。核燃料物質の使用のただし書にある過去に発生した事象から得られた知見が集積されれば、おそらくそのようなことは想定されないのだと思うのですけれども、その段階で見直しを検討するということはあるのかなと思っております。

いずれにしても、法令報告の見直しについては引き続き検討を行ってまいります。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

本件、ただし書を追記しているのは、6ページの核燃料物資の使用と実用炉、別表9の13ページのところのみです。

委員御指摘のように、横並びであれば全規則同じように入れてもいいというところかと思うのですけれども、今回除く過去の知見として先ほどの訓令で示した具体的な事案があるものに限って、今回規則と訓令とをセットでということと考えたものですから、具体的な事例があるものの規則については二つの規則でございましたので、改正したいというところがございます。

また今後の運用の中でこういった知見が追加されれば、規則も改正いたしますし、具体的な事例も訓令の中に位置付けるという形で運用していきたいなと我々は考えておりましたので、今こういう案を御提示させていただきました。

○田中委員

そういう説明は分からないでもないのですけれども、訓令あるいは解釈的なものと違って規則ですから、これは一律に整合性を持って作るべきだと思ひまして、先ほどの意見を言いました。

○更田委員長

ちょっと悩むところであるのは、田中委員のおっしゃることは大変よく分かりますが、一方で、例えば核原料物質の使用等のところに過去のと言われたらきよんとするだろうなど。ただ、使用もそうかもしれないです。実用炉の方は何となくこういう例というイメージは湧くし、使用もあるのかな。何で燃料のところは入ったのかな。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

使用は今、本橋調査官が説明した。

○更田委員長

東北大金研(東北大学金属材料研究所)の例があるというところですね。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

おっしゃるとおりです。失礼しました。

○更田委員長

例のないところはそれをアプライしてくるわけではないのだから、全体にかかっているものいいのだというのは、田中委員がおっしゃることもあるのだろうと思うのです。

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

通しの9ページで言っているのは、ただし過去に発生した事象から得られた知見その他の科学的知見によりなので、これは本当に大事なことは、科学的な常識を踏まえて判断して問題ないというものは一々報告しなくていいということですから、それは相手が核原料物質の使用であれ、何であれ同じことだと思えるのです。過去に発生した事象がないというのは、正にそういった事象がなかなか発生しないからであって、そうしたときに何か本当に軽微な事象が発生したら、過去に事例がないから報告してくださいということを求めているのであればそれはありですけれども、そうではないのであれば田中委員のおっしゃることが正論だと私は思います。

○更田委員長

私はこの項目そのものがなかなか難しいなと思っているのは、これは法令報告でしょうかと聞いてくる例が発生すると思うのです。事業者の方からすると、これは合理的に明らかであると自ら判断して法令報告しないで、後で何で報告しなかったのだと言われる事態が一番おそれるので、取りあえずこれは法令報告かどうか聞けというケースが生まれるのだらうと思います。

要するに伴委員が使われた科学的常識に照らしてという話なのだけれども、そう言われるのが一番困るといのが実用炉はあるのだらうと思います。ただ、実用炉の場合は積み重ねが随分あるように思います。燃料使用施設の場合は、確かに金研の例は明確な例だけれども、いろいろ例があるわけではないから、また迷うのかなという気はします。

ほかの点で何か御意見はありますか。

石渡委員。

○石渡委員

別紙2の方なのですが、右下の通しの6ページに運用上の留意点があつて、右側が元の文章です。これだと工事中に発生した損傷については対象としないという割と漠然とした規定になっているのですが、左側の今回の修正した文章では、損傷原因となる行為を行った者がその行為を自覚しているときとか、他の者が目撃していたときとか、映像により確認できるときとか、非常に細かな規定になっています。

なぜそういう細かい規定を設けたのかということと、もう一つは、もし故意に損傷した場合も報告しなくていいのかということについてお伺いしたいのです。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

本件、原子力規制委員会でもこれまで御議論いただいたのですが、点検中が明らかである、要は供用でないときに例えば点検作業して、そこで間違いがあつて壊しましたと。ただ、実際に供用開始までに、点検期間中に修理してきちんと直りますよということ

であれば、報告対象外でもいいのではないかという議論をさせていただきました。

ただ、本当にそれがいつ故障したのかというところが明確に分かる必要があるだろうということで、こうでなければ必ず駄目だということではないのですけれども、こういったことで明らかな場合は対象外としようということで、判断の根拠ということでこの三つを例示させていただいております。そういうところで具体的に書いた方が事業者の方も運用が容易ではないかと考えましたので、こうさせていただきました。

それから、故意性があるかどうかというところにつきましては、法令報告としては故意性のあるなしに限らず同じ扱いをしたいと思っておりますが、一方で、これまでも防災要員が外出していたとか、そういうことがありましたけれども、そういったことがあれば、当然のことながら原子力規制検査の中で評価していく、あるいは一定の規制措置をしていくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○石渡委員

要するに、規制検査の中でそれを見るということですね。分かりました。

○田中委員

別紙2で私もいろいろと質問があるのですけれども、その前に、先ほど私が発言した別紙1の核原料物質の件は結局どうなりますか。

○更田委員長

最後にやります。

○田中委員

別紙2で運用上の留意点というところがあって、過去に発生した類似の事象等々というのがあって、具体例が分かることはいいと思いつつも、関西電力の高浜発電所3号機とか東北大学金属材料研究所というように個別の事業者の名前が出てくるのですけれども、訓令の中で個別の事業者が例として挙がるということは特に問題ないのですね。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

原子力規制庁の中で、法務室等も含めて議論させていただいて、基本的に我々としては問題ないかと思っております。

今回のこの改正の趣旨は、明らかなものをこういう形で列挙して、そういったものは報告しなくていいよねという運用を我々としてしたいなと思っていたものですから、できるだけ訓令の中で具体的なものを挙げた方がよいのではないかということで、こういう形で今回二つということでもまずスタートしましたけれども、もしほかにも出てくれば、また訓令の中に追記することはあり得るのではないかと思っております。

○田中委員

訓令というか解釈みたいなものだと思うのですけれども、解釈の中でこのように個別の名前が挙がることは初めてかと思うので、ちょっと気になって質問したところございま

す。理解いたしました。

○更田委員長

ほかにありますか。

そこで戻ってきて、先ほどの過去の例とか科学的知見から合理的に明らかである場合は報告することを要しないという文章を実用炉、それから燃料使用施設にというのが今の案になっていて、それを全体に書けるか、書けないか、これは判断ですので、御意見はいかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員

私が言ったのは、全体にではなくて、核燃料は書いてあるのです。核原料物質についてもそれを書くべきではないかと。

○更田委員長

三つあるのか。今の案と、核原料を加えるというのと、全体にかける。

御意見はありますか。

○伴委員

私はもう全体にかけていいのではないかと。

○更田委員長

三つに分かれてしまったな。

全体にかけたときは何か弊害があるだろうか。どうなのだろう。

片山次長。

○片山次長

これは法令報告の義務を一部免除するということでして、要するに全体的に義務がかかっている、それを実際に原子力規制委員会に事務局から御報告をして、これは要らないのではないかとということを個別に原子力規制委員会で御判断いただいた実績を反映しているということです。

ジェネラルなものを作ってしまうと、何か起きるたびに、迷ったら、これは対象にするかどうかというそもそも論を原子力規制委員会に個別にお諮りすることになるはずでございまして、抽象的な表現だと、これに該当するのかどうか事業者も迷うし事務局も迷うことになる。そういう意味でいくと、限定的にやっていって、積み重ねをこのルールに反映していくという手法の方が合理的かなと思います。結局、判断に迷わざるを得ないということになるのではないかと思います。

○田中委員

次長が言われたことはそうだと思います。核燃料物質と核原料物質のことを比べると、核燃料物質はおそらくウランの使用量が300g以上だとか、核原料物質については量等があるのですけれども、ウランとかの量が核燃料物質よりも若干少ないものですから、核燃料物質でいわれていることは、それよりもレベルの低い核原料物質において適用されて当然

だと思いましたので、先ほどのような発言をいたしました。

○更田委員長

実は私はちょっとためらっていたのだけれども、先ほどは選択肢が三つあったでしょう。私は四つ目なのです。今は実用炉と核燃料に書かれているのではないですか。私は核燃料のところからこれを除くべきだと思っています。実用炉だけにすべきだと思っています。現時点での意見です。

田中委員は、核燃料に書かれていることは核原料にも書かれているべきことだとおっしゃった。一方、核燃料のところになぜこれがあるのかと本橋調査官に聞いたら、金研の話だと言っていたでしょう。けれども、金研の話は結構トリッキーというか、ほかの核燃料施設が金研の事象を参考に、これは法令報告に当たらないと判断できるかということ、あれは前例というほどよく起きそうな話ではないです。燃料には前例があるのでこの文章が入りますと言われたけれども、燃料は十分に前例があるとも思えないので、私は実用炉だけでいいかなという第4の案であります。

全く書かないということまで入れれば五つになるわけだけれども、取りあえずその意見は出ていないので、私は実用炉だけ、田中委員のおっしゃったことは実用炉と燃料と原料、伴委員の御意見だと全体にかける、それから実用炉と燃料という現行案を入れれば四つです。

○伴委員

別にほかの案があるということではなくて、例示ということに重きが置かれるのであれば、確かに蒸気発生器の伝熱管の話は明らかな例だと思しますので、また起きたときにこれに該当するかどうかというのは誰でも分かる。けれども、金研の例はこれと同等かどうかという判断は誰にとっても必ずしも明瞭ではないので、それで私は先ほど科学的常識に照らし合わせてということをしたのですけれども、その判断自体が難しいということになってくると、確かに更田委員長のおっしゃる案が一番合理的ということになるのだろうと思います。

○更田委員長

これはここで案を変えると、もう一回で直すことになるのですか。それとも、この場で直して。

長官、どうぞ。

○荻野長官

かなり重大な方針の変更なので、ちょっと見させていただきたいと思います。

○更田委員長

では、改めて整理をして。ただ、原子力規制委員会として方向を決めた方がいいと思うのです。ですから、このただし書のものをどのように順番づけるか。小さい方からいくと炉だけに書く。二つ目は、炉と燃料に書くということで、事務局案です。三つ目は、炉と燃料と原料で田中委員がおっしゃっている案です。それから、全部というのはもう除い

ていいですか。片山次長の説明もありましたけれども、全部というのは除くとすると、この三つで御意見を伺おうと思えますけれども、いかがですか。

○荻野長官

御案内のとおり、報告すべき場合を各号で定めていて、それについて柱書きで直ちにか10日とかということ、それを前提に除いているわけですがけれども、今回の作業は各号については一切触れていないで、やれるところはやろうというものです。各号を言い出すと非常に大変な作業になると思います。各号の内容は事業ごとにそれぞれ若干違っているということを前提に御議論が要りますので、ここでこうだという特定の結論を出すことがいかどうか、考慮要素はある気がしますがけれども、事業ごとに各号の中身も違うので、ここは各号の方には触れていないということです。

○更田委員長

各号の方をチェックしてもらえばということですね。

判断を次回に送ろうと思えます。各事業の各号をチェックしてもらおうということにしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

四つ目の議題ですが、平常時モニタリングについて及び緊急時モニタリングについて、それぞれ原子力災害対策指針の補足参考資料ですが、その改訂について。説明は監視情報課の佐々木企画官から。

○佐々木長官官房放射線防護グループ監視情報課企画官

監視情報課の佐々木でございます。資料4を用いまして説明させていただきます。

まず、原子力災害対策指針の記載内容を補足するため、緊急時モニタリング、平常時モニタリングそれぞれにおきまして、原子力災害対策指針補足参考資料を策定しております。こちらはいずれも原子力規制庁監視情報課文書となっております。

今般、平常時モニタリング及び緊急時モニタリングについて、第12回環境放射線モニタリング技術検討チームにおいて、これまで記載していなかった試験研究用等原子炉施設を対象とした平常時モニタリング及び廃止措置計画が認可された原子炉施設におけるモニタリングについて、具体的な実施内容等の検討を行いました。その後、関係地方公共団体及び原子力事業者の意見を聴取した上で、別紙1及び別紙2のとおり平常時補足参考資料及び緊急時補足参考資料の改訂版を取りまとめたので報告いたします。

主な変更内容でございますが、平常時補足参考資料につきましては、対象とする原子力施設の追加をしております。試験研究用等原子炉施設、加工施設、再処理施設、冷却告示に定める発電用原子炉施設及びその他の原子力施設の施設敷地外を対象とした平常時モニタリングに関する記載を追加しております。

また、その原子力施設ごとに必要と認められる平常時モニタリングの追加をしております

す。これは地方公共団体における平常時モニタリングの実情を踏まえ、原子力施設の設置許可申請書等で評価された放射性物質の推定放出量及び周辺住民の被ばく線量の推定、評価結果に基づいた平常時モニタリングに関する記載を追加しております。

別紙1を御覧いただきたいと思います。

まず、23ページに冷却告示に定める発電用原子炉施設の平常時モニタリングの実施範囲及び実施項目を記載してございます。

次の24ページが発電用原子炉施設のUPZ設定を要しない施設でございます。

25ページは、試験研究用等原子炉施設、UPZ設定を要するものでございます。

27ページは、ウラン加工施設、UPZ設定を要する施設です。

29ページは、プルトニウムを取り扱う加工施設。

31ページは、再処理施設。

このように、平常時モニタリング補足参考資料につきまして、施設の追加、また、その施設ごとに必要と認められる平常時モニタリングの内容について記載をしております。

資料4に戻っていただきまして、2ページ目をお開きください。緊急時補足参考資料でございますが、廃止措置計画が認可された原子力施設に係る緊急時モニタリングを取りまとめております。対象とする原子力施設の追加といたしまして、冷却告示で定める発電用原子炉施設、その他の原子炉施設に分類されたもの、こちらは発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの。この施設につきましての記載を追加しております。

別紙2を御覧いただきたいと思います。

別紙2の37ページをお開きください。一番下のパラグラフでございますが、「(2) 冷却告示に定める発電用原子炉施設」の内容について記載をしております。

40ページを御覧ください。中段に「その他の原子力施設」といたしまして、発電用原子炉施設（UPZ設定を要しない）及び試験研究用等原子炉施設（UPZ設定を要しない）ものについての記載を加えております。

今回、補足参考資料の改訂は内容が大きく変わったものですので、原子力規制委員会の方に報告したいと考え、本日お伺いした次第でございます。

以上で説明を終わります。

○更田委員長

御意見はありますか。

○伴委員

今、事務局から説明があったとおりですけれども、このモニタリングに関しては原子力災害対策指針の中で本当にさらっとしか書かれていないので、具体的にどのような項目をどれぐらいの頻度でやるべきなのかというところを補足参考資料で説明している。さらに

技術的に踏み込んだ内容が必要な場合は放射能測定法シリーズ等で補うという体系になっていますので、これまで発電用原子炉については具体的な記述があったのですが、それ以外のものについて、この補足参考資料を作った。それぞれ施設の特徴を踏まえて、どういう事故が起こり得るのか、その場合にどういう核種が放出されるのかといったことを、環境放射線モニタリングの技術検討チームの中で、専門家の御意見を伺いながら、それを踏まえて策定したということでございます。

○更田委員長

ほかに御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

報告、ありがとうございます。対象とする原子力施設の追加がされたということとか、施設ごとに必要と認められる平常モニタリングの追加ということは理解いたしました。また、UF₆（六フッ化ウラン）を扱う施設においてはHF（フッ化水素）も測るということが書かれています。それは重要なことだと思います。

これは今回のことと関係ないのですが、将来的には輸送時のモニタリングについても検討していくことになるのですか。

○佐々木長官官房放射線防護グループ監視情報課企画官

監視情報課の佐々木でございます。

当該補足参考資料につきましては、施設周辺のモニタリングということで、事業者、自治体、また国が参加するモニタリングを書いてございます。燃料なり輸送物質のモニタリングにつきましては、今、別のマニュアルを原子力規制庁内で作成中でありまして、そちらの方でまずまとめて、それからこちらの補足参考資料に載せるべきかどうかという議論が進められることになるかと考えております。

○更田委員長

ほかにありますか。

私は別紙2の12～13ページ辺りを見ていて、こう書かれてはいるけれども一概に決め難いと思うのはどのようなところかというところ、一例ですけれども、例えばEMC（緊急時モニタリングセンター）の設置に関して、OFC（オフサイトセンター）の中にEMCを設置する、オフサイトセンターの中にモニタリングの部隊を立ち上げると言うのだけれども、それがSE（state of emergency）になったときとなっているのだけれども、事象進展によるだろうなと思っていて、例えばアラートも、アラートのうちからEMCを動かそうということもあるだろうし、様々なシーケンスがあるので何とも言えないなというところはあって、state of emergencyに至った場合には必ず設置するのですというように読むということなのだろうと思います。ここら辺は、EMCの設置やERC（緊急事対応センター）の運用をアラートの段階でどうするかというのは、弾力性、文章に書き切れない部分が相当あるのではないかと考えています。

あとはEMCとERCの放射線班との間に関しては要研究というか、これはむしろこういったところへ書き込んでいくものではないのかもしれないのだけれども、共通言語であるとか、伝えるべきものの様式であるとか、今、プラント班側ではプラントの状態を共通的に示す伝達の工夫をしているけれども、それはEMCとERCとの間もそうであるだろうし、その中で指定公共機関の振る舞いについても、これは書けるようになったら書いていくという形になるのかもしれないのですけれども、本件に直接関係しないのですが、ここは考え込んでしまうところです。初動から初動に続くときの組織の動かし方みたいなものは、災害対策指針を受けて実動をどう考えるかというところに研究の余地があるように思いました。

石渡委員。

○石渡委員

別紙2の43ページ、その他というところで福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた防護措置と拡散計算を用いた予測的手法ということなのですからけれども、元はSPEEDIと書いてあったものを、拡散計算を用いたというように変えたのがなぜかというところが一つ。

それから、その他という部分は、モニタリングそのものに関係した部分ではないような気がするのです。これはむしろ避難計画全体に関係しているようなところだと思うのですけれども、むしろSPEEDIを使わずにモニタリングの結果を重視して避難を実際に行うという方針だと理解しているわけですが、これがここに入っている意味といいますか、なぜここにこれが入っているのかということについても教えていただきたいと思います。

○佐々木長官官房放射線防護グループ監視情報課企画官

監視情報課の佐々木でございます。

今、石渡委員がおっしゃいましたとおり、SPEEDI、拡散計算を用いた予測的手法というものは使わず、モニタリングを主体にするということが定められました関係で、今回モニタリングがそういう意味で重視されているということを説明するために、ここに記載を入れているところでございます。

なお、SPEEDIというのは固有名詞でございますので、それは使わないということが明確にされていることを示すために、SPEEDIという固有名詞ではなく、拡散計算を用いた予測的手法という表記に変えたところでございます。

○石渡委員

ただ、多分SPEEDIというのは、元々は非常に大きな予算を使って作ったシステムで、原子力発電所の事故が起きて避難するときにはこれが非常に役に立つのだという前提で用意されていたものと理解しているわけです。だから、単なる拡散計算の一つの手法だという意味づけではないのではないかと思います。それを簡単に、ただ削除してしまっているのかどうかというところは疑問かなと思います。

以上です。

○更田委員長

実は私もそこは「等」とついているからこのままでいいではないかと思ったわけです。

ただ、固有名詞がいつまでも載っているのは気持ち悪いというのと、予測的手法に対する原子力規制委員会の見解の中では、固有名詞を使わずに予測的手法という言葉を使っている、そこの間の統一を取ったということらしいです。

余りこだわるものではないのだけれども、歴史的な部分を正しているという意味では、固有名詞を残しておいてもいいのかなと思いますけれども、特に私はこだわらないところではあるのです。

拡散計算は拡散の方が問題ではなくて、予測的手法というところがポイントなので、そういう意味では両論あるのかなと思います。

石渡委員。

○石渡委員

これについては、この原子力規制委員会の外でもかなりいろいろな議論が行われたような問題でもありましたので、拡散計算を用いた予測的手法というのがSPEEDIのことを言っているのだということが完全に消えてしまうと非常に印象が薄くなってしまいますので、何か分かるような形で一部残した方がいいのではないかとはい思いますけれども、それは皆さんの御判断です。

○更田委員長

私の意見を申し上げますと、元の方がいいと思っています。というのは、この文章だと拡散計算を用いないと言っている。そうではなくて、予測的手法に問題があるので、元の文章の方が予測的手法によってと明確なのだけれども、一般化したときに拡散計算を用いた予測的手法と言って、より広げられているのだけれども、用いないとしているのは予測的手法のところであって、MARK-IIであるとかOSCARがそうですが、1年間の気象スペクトルを取って行う拡散計算を事前に行っていくこと、これはソースタームの立て方にいろいろ議論はありますけれども原子力規制委員会としては推奨していて、拡散計算の利用はある分野において推奨しているわけです。そういった意味では、緊急時において予測計算を行うということとはしないと明確にしている、文意としては元の文章の方が明確だと思っています。

伴委員、お待たせしました。

○伴委員

おっしゃることはよく分かります。私は折衷案でいいのかなと思ったのですが、最初の従来の考え方のところにはSPEEDIという固有名詞が入ってきてもいいのではないかと思います。

ただ、確かに拡散計算を我々が否定しているのではなくて、正に緊急時の避難の判断のために予測に基づいてやるというところが問題なので、その意味では、この改訂案で拡散計算が不必要に強調されてしまっているという指摘は確かにあると思います。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

監視情報課長の村山です。

過去の反省点も含む経緯があるということを踏まえまして、この「SPEEDI等」という表現ぶりについては、なるべく改訂前の案文を踏まえるような形で修正したいと考えております。

○更田委員長

修正するのですね。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

監視情報課の決裁で改訂しますので、まだ修正する余地があります。

○更田委員長

修正しないという案もある。

○村山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

監視情報課長の村山です。

タイトルの「SPEEDIの運用について」というところにつきましては、「等」もついていませんで、SPEEDIという固有名詞決め打ちですので、そういったところは見直させていただく。ただ、その他の「SPEEDI等によって推定できるとした」といった本文の内容については、改訂前のままとしようかと思えます

○更田委員長

決定的に今ここで示すというわけではないから、監視情報課の作ったものを見せてもらいましょうか。

石渡委員。

○石渡委員

これについては、もしここでそういう方針が決定できるのであれば、細かな文言は監視情報課の方にお任せしていいように思うのです。

○更田委員長

例えばよく石渡委員がおっしゃるように、何々を生かしてというのが、わざわざ活用の「活」から「生」に変わっているようなところもあるのです。けれども、それはどちらなのだろうというところもこれありなのです。

細かいところはあるのですけれども、ただし、これはあくまで補足参考資料だから、整えたものをホームページに載せるということなのですね。そうすると、原子力規制委員会に改めて諮ってもらおうというものでもなくて、ただ、個別の記述に関して、本日晒された案から変えるのであれば、その旨、原子力規制委員会に、この原子力規制委員会という意味ではないけれども、各委員に知らせてもらって、必要があれば意見を聴くということで収めたいと思います。

全体に、この補足参考資料をこのとおり改めるということに関しては、本日は承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

では、そのようにします。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますでしょうか。

先ほどの修正案が間に合ったということですね。

まず、1-7の方ですけれども、ここを消しましたということが分かるように見え消しにしたということなのですが、私はその上の文章と整合が取れているのかなと思っているのは、「1. 基本的考え方」の記載方針を見直し、廃止措置計画の認可の申請に当たっての基本的な事項を示すこととし、以下のとおり修正しますと書いてあるのだけれども、基本的な事項を示すこととしと言って、何か文章が新たに加わったかというのと、加わったわけではないのです。だから、御指摘の部分を削除しますと。

御指摘の部分は削除しますと言えばいいのであって。方針を見直し、以下のとおり修正しますというのは、まだ素直ではないなという感じです。

それから、1-10について御意見はありますか。これでいいですか。

細かく言うとまだちょっと引っ掛かるところはあるけれども、これでどうですか。よろしいですか。

そうすると議題2に戻りまして、まず、この修正を先ほどの別紙1に反映させるということで、別紙1を認めてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

その上で、意見募集ですけれども、別紙2、別紙3のとおり令第41条非該当施設の廃止措置計画の審査基準の制定、それから炉規法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

少し整理すると、議題4はオーケーだったのですけれども、議題3についてだけ改めてということだったと思います。

予定は以上ですけれども、ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。